

2. ピックアップニュース



下請課

- (1) 下請法のオンライン講習会
基礎講習会, 下請取引適正化推進講習会
- (2) 管内の弁護士会に向けた下請法の説明会・事例勉強会
- (3) 公正取引委員会よろず相談室

第一審査課

- (1) 水産物卸売業者の団体に対する注意
- (2) 食料品製造業者に対する注意

取引課

- (1) 消費者団体との懇談会（消費者セミナー）
- (2) 名古屋市消費生活フェアへの出展

経済取引指導官

- (1) 管内の弁護士会向け独占禁止法事例説明会について
- (2) 公共入札に関する連絡担当官会議
- (3) 中部事務所の企業結合審査

総務課

- (1) 高校生向け独占禁止法教室等
- (2) 有識者と公正取引委員会委員との懇談会
- (3) 関係団体と中部事務所との懇談会
- (4) オンライン所内研修
- (5) テレワークの実施
- (6) 独占禁止政策協力委員の指摘への対応
- (7) 相談件数の動向（10月～12月）

■ 下請課



(1) 下請法のオンライン講習会

ア 基礎講習会

公正取引委員会は、下請法等の基礎知識の習得を希望する方であれば親事業者・下請事業者いずれの立場の方でも参加可能な「下請法基礎講習会」を開催しています。令和3年度、中部事務所は、この講習会を4回開催することとしています。(第1回：8月、第2回：10月、第3回：12月、第4回：令和4年2月)

下請法基礎講習会は、受講者を会場に集める対面開催に比べて大人数が参加可能となる「ウェブ・セミナー方式」を採用しているところ、第2回においては、当初の募集数（申込回線数）を200としていましたが、予想以上に多くの方から申込の希望が寄せられたため、これを250に増やして開催し約400名の方に参加いただきました（参加人数はアンケート集計の結果による。）。令和3年度は、これまでに「ウェブ・セミナー方式」により3回開催していますが、参加者の合計は約840名であり、対面開催を7回行った令和元年度の参加者と比較すると約3倍の方に御参加いただきました。

令和3年度の第4回開催は令和4年2月8日の予定です。まだ申込を受け付けていますので、御関心のある方は、是非、受講してみてください。

(申込先URL)

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/index.html

イ 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っており、その取組の一

つとして下請取引適正化推進講習会を開催しています。この講習会は、上記アの基礎講習会と比べると、下請法の規制をより詳しく解説するものとなっています。また、講習の途中で、中部事務所オリジナルの下請法学習ツールである「下請法道場」からクイズを出題することにより、講習会の内容の理解を確実なものへとしていただく工夫をしました。

中部事務所においては、令和3年度、「ウェブ・セミナー方式」により、この講習会を3回開催しました（約280名が参加）。

また、全国的な取組として、下請取引適正化推進講習会で使用する下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できるよう「下請取引適正化推進講習会動画」を作成しましたので、是非こちらも御覧ください。

（下請法道場のURL）

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_doujou/doujou_index.html

（下請取引適正化推進講習会動画のURL）

https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/r3_suishinkousyuukai_douga.html

(2) 管内の弁護士会に向けた下請法の説明会・事例勉強会

中部事務所は、取引上のトラブルを抱えている中小・下請事業者を支援するため、管内の弁護士会との連携の強化に努めています。

その一環として、弁護士会の会員向けに、下請法の説明会・事例勉強会を開催しています。

最近では、令和3年12月13日に静岡県弁護士会に、同月17日に金沢弁護士会に対し、それぞれ下請法の説明会・事例勉強会を開催しました。

当日は、静岡県弁護士会からは約40名の、金沢弁護士会からは約20名の弁護士に御参加いただき、熱心に説明を聞いていただくとともに、公正取引委

員会の下請法違反事件の調査手続に関することなどの御質問もいただきました。

(3) 公正取引委員会よろず相談室

中部事務所は、事務所の所在地（名古屋市）から遠方の石川県・富山県において、「公正取引委員会よろず相談室」を開催し、北陸地区の事業者の取引上の悩み・トラブルについて相談対応しています。

「公正取引委員会よろず相談室」では、冒頭、下請法の説明を1時間程度行い、その後、参加者から個別に御相談をお受けしています（下請法の説明のみへの参加も可能です。）。最近では、10月と12月にオンライン方式にて開催し、10月は12社、12月は3社に御参加いただきました。

参加者からは「有意義だった」、「相談した内容についてアドバイスを受けることができた」等の意見をいただいています。

次回は、令和4年3月に開催を予定しています。関心のある方は、中部事務所HPを御覧ください。

（公正取引委員会よろず相談室のURL）

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/yorozu_index.html



■ 第一審査課

(1)水産物卸売業者の団体に対する注意

令和3年10月、中部事務所管内に所在する水産物卸売業者を組合員とする団体に対し、次のとおり、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っていたとして注意を行いました。

注意の対象となった行為の概要
水産物卸売業を営む事業者を組合員とする団体Aは、 ①X漁業協同組合（以下「X漁協」という。）に対し、X漁協が開催する水産物のせりに特定の事業者を参加させる場合には、団体Aの組合員は同せりに参加しないことを示唆することにより、平成31年3月頃から令和2年8月31日までの間、X漁協をして、同せりに特定の事業者を参加させないようにしていた。 ②団体Aの組合員が販売する一部の水産物の販売を制限していた。

上記①の行為は、独占禁止法第8条第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限）、又は同条第3号（一定の事業分野における事業者数の制限）違反につながるおそれがあるものでした。

上記②の行為は、独占禁止法第8条第4号（構成事業者の機能・活動の制限）違反につながるおそれがあるものでした。

(2)食料品製造業者に対する注意

令和3年12月、中部事務所管内に所在する食料品製造業者に対し、次のとおり、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っていたとして注意を行いました。

注意の対象となった行為の概要
食料品製造業を営む事業者 B は、自社が販売する消費者向け健康食品等について、直接又は卸売業者を通じて小売業者に対し、商品カタログに掲載している希望小売価格で販売するよう要請していた。

上記の行為は、独占禁止法第 19 条（同法第 2 条第 9 項第 4 号〔再販売価格の拘束〕）の違反につながるおそれがあるものでした。

■ 取引課



(1) 消費者団体との懇談会（消費者セミナー）

消費者からの相談についての最近の傾向や、消費生活相談員としての景品表示法に係る公正取引委員会への要望等について意見交換を行うことを目的として、10月に、公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部と懇談会（消費者セミナー）を行いました。また、12月には、消費者が普段の生活において抱えている疑問・問題等について把握することを目的に、しずおか市消費者協会と懇談会（消費者セミナー）を行いました。

これらの懇談会では、オンライン通販には不当表示が多いなどの御意見をいただきました。また、消費者セミナーを開催し、違反事例を中心に説明してほしいとの御要望もいただきました。今後の業務に活かしていきたいと考えています。

(2) 名古屋市消費生活フェアへの出展

令和3年11月13日に行われた「名古屋市消費生活フェア なごやエシカルフェア☆2021」に出展しました。令和2年度に続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大を防止するためパネル展示による出展となりました。令和3年度は、「学んでみよう、表示のこと ～その広告、本当ですか？～」というテーマで、二重価格表示及び原産国表示について、商品を購入する際に気を付けて見てほしい点などをまとめたパネルを展示したほか景品表示法のパンフレット等を配布しました。

主催者である名古屋市によると、当日の来場者数は昨年度の約1.7倍とのことでしたが、限られたスペースでの展示は来場していただいた方への訴求内容に限りが出てしまうため、展示内容について工夫が必要だと感じました。

■ 経済取引指導官



(1) 管内の弁護士会向け独占禁止法事例説明会について

中部事務所では、独占禁止法に係るトラブルの未然防止、被害拡大防止等を図る観点からも、管内の弁護士会との連携体制づくりを進めています。

公正取引委員会への独占禁止法の相談件数は年々増加傾向にあります。弁護士は事業者等からの相談を受ける機会が多く、今後、独占禁止法に関する相談も増加してくると思われます。そこで、弁護士の独占禁止法についての研鑽をお手伝いさせていただくことはできないだろうかと考えました。この旨を管内の弁護士会にお伝えしたところ、御理解をいただき今回の説明会の開催に至ったものです。

今回の説明会では、令和3年10月下旬から11月中旬にかけて、管内の3つの弁護士会（金沢、岐阜県、愛知県）に対して独占禁止法に関する相談事例集（令和2年度版）についての説明を行いました。Web会議システムを利用して、説明会場又は受講者個人のパソコンに説明内容を配信（オンラインによる生配信）し、合計127名に御参加いただきました。

相談事例集とは、当委員会が前年度に寄せられた相談の中から事業者等に参考になると考えられる事例を選定し、匿名化及び内容を一部加工した上で例年6月に公表を行っているものです。令和2年度の相談事例集については、令和3年6月9日に公表しており、11事例を掲載しています。

説明会の時間は受講団体の希望に応じて60分から90分の間で行いました。事例の説明は、1事例につき、15分程度掛かり、掲載事例の全てを説明することができないため、事前に受講団体に説明を希望する事例について選定を行ってもらうことにより、効果的、効率的に説明会が実施できるように工夫しました。

令和２年度の相談事例集の特徴は新型コロナウイルス感染症関連の取組に関する相談が掲載されていることです。受講団体からもコロナ関連事例の説明希望が多かったため、説明会においては、当委員会が実施している新型コロナ関連の取組を説明した後、コロナ関連の事例を中心に説明を行いました。

中部事務所が実施する弁護士会に対する相談事例集説明会は今回が初めてでしたが、受講者からは「事例に基づいての説明であり、理解を深めることができた」、「独占禁止法の初学者であるが、理解することができた」などおおむね好意的な意見をいただいています。

相談事例集には、コロナ関連の事例のように、時勢を反映した、事業者等に参考になると考えられる事例が掲載されています。このため、毎年、継続して相談事例集説明会を実施していくことが重要であると考えています。

(2) 公共入札に関する連絡担当官会議

公正取引委員会と発注機関との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、毎年、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催しています。

本会議は、平成６年に閣議了解された「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を踏まえて開催されているものです。中部事務所では、平成６年から毎年開催しており、今回で２８回目となります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、初めてオンライン方式とし、１２月１３日に開催し、２６の発注機関から参加がありました。

参加発注機関数を見ると、昨年度に比べて２機関増えています。今年度は、例年参加していただいていたいなかった北陸地区の発注機関にも御出席いただきました。これは、開催方法をオンラインとしたため、遠方の発注機関が参加し

やすくなったことが要因であると考えています。

会議では、当事務所から官製談合防止法の概要及び当委員会への通報の際の注意点を説明しました。その後、参加発注機関から入札談合防止に向けた取組について発表していただきました。

(3) 中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、一定の情報を公表しています。具体的には、審査の結果、『独占禁止法上問題がないと判断して、届出会社に対して通知（以下「9条通知」といいます。）を行った』案件についての情報です。四半期毎に公正取引委員会の Web サイトで一覧表の形で原則として公表しています。

直近では、令和3年7月～9月の期間中に9条通知を行った案件について同年10月に公表を行いました。その中で当事務所が審査を行った案件は下表の1件です。

届出受理日	当事会社	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の閾値との関係	9条通知日
R3.8.31	岡谷鋼機(株)及び光洋マテリカ(株)	鉄鋼製品卸売業	株式取得	20%超	R3.9.17

●企業結合の届出一覧はこちら

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/ichiran.html>

■ 総務課



(1) 高校生向け独占禁止法教室等

令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、独占禁止法教室は実施しておりませんでした。緊急事態宣言が解除されたことなどから、感染対策を講じつつ、令和３年１１月３０日に岐阜県立岐阜各務野高校において、同年１２月１７日富山県立高岡商業高校において独占禁止法教室を実施しました。また、同月２７日には三重県立四日市南高校の皆さんの来訪による「庁舎訪問学習」を実施し、中部事務所を案内するとともに独占禁止法の概要について学んでいただきました。早い段階で独占禁止法の役割を理解していただくことは大切だと考えておりますので、今後もこうした取り組みを継続してまいります。

(2) 有識者と公正取引委員会委員との懇談会

公正取引委員会は、地域の実情や幅広い意見、要望等を把握し、今後の競争政策にいかしていくため、毎年度、地方有識者と委員等との懇談会を実施しています。この一環として、今年度は、令和３年１２月３日、名古屋地区における有識者と三村委員との懇談会（オンライン方式）を実施しました。この懇談会には、経済界、法曹界、学識経験者及び報道機関の皆様にご出席いただき、中小企業を取り巻く状況やスタートアップに関するものなど様々な意見が出されました。これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

(3) 関係団体と中部事務所との懇談会

中部事務所においても、令和3年10月12日に愛知中小企業家同友会、同年12月8日に静岡県中小企業団体中央会、同月10日に愛知県中小企業団体中央会、同月16日に北陸経済連合会との懇談会を実施し、意見交換をオンラインにて行いました。

今後もこういった懇談会を実施し、管内における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てていきます。

(4) オンライン所内研修

中部事務所では、テレワークが浸透し一堂に会する機会がなくなるなかで、ベテラン職員の経験や知見が中堅・若手職員等と共有されるよう、オンライン研修の実施に取り組んでいます。

10月以降のオンライン所内研修では、総務管理官、取引課長、下請課長及び第一審査課長がそれぞれ講師となり、これまでの業務における体験談等について中堅・若手職員に説明を行いました。

(5) テレワークの実施

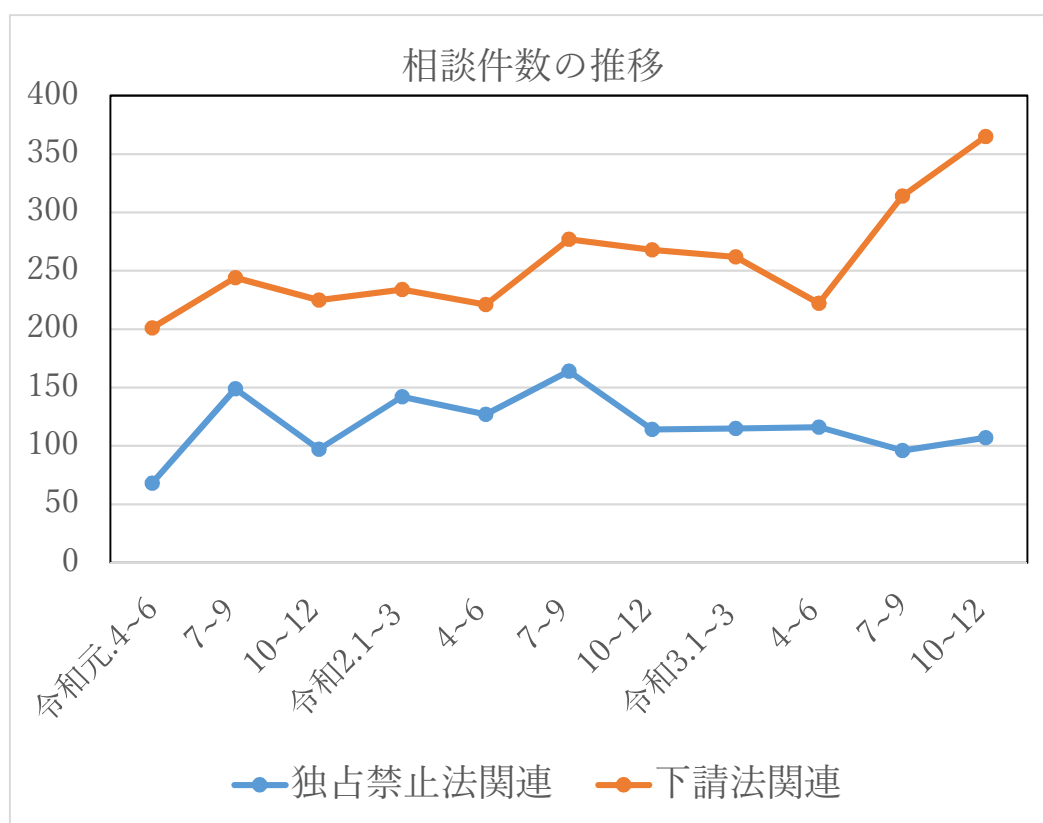
事務所内においてテレワークに関するアンケートを実施したところ、通勤時間がなくなるので、その分プライベートの時間が増えるといった回答が寄せられ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に加えて職員のワークライフバランスにも一定のメリットが生じていることが分かりました。他方で、職場に來ないとできない作業もあるといった回答も寄せられました。今後も業務に支障がないよう工夫しながら、テレワークの実施を推進していきます。

(6) 独占禁止政策協力委員の指摘への対応

公正取引委員会は、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員を委嘱し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見や要望を聴取し、これらを適宜業務に反映するなどしているところです。今般管内で実施した意見聴取においては、中部事務所のホームページについて意見が寄せられました。現在、これを踏まえ、改善のための作業を行っています。

(7) 相談件数の動向（10月～12月）

中部事務所に寄せられた「令和3年度第3四半期の相談件数」については、独占禁止法関連が107件（前年同期114件）、下請法関連が365件（同268件）となっています。前年度同期に比べて、独占禁止法関連では微減、下請法関連では大幅な増加（36%増）となりました。原材料価格の上昇等のなか、下請法関連の相談件数は令和元年度第一四半期以降、最大のものです。



引き続き、事業活動の中で、取引先から求められた事項や、契約内容等に関して悩みごと・困りごとがあれば、中部事務所に御相談ください。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、御相談は原則電話で対応しております。御相談の内容に応じて、以下の番号に電話していただくようお願いいたします。

内容	担当課	電話
(1) 公正取引委員会の活動に関する問い合わせ (2) 独占禁止法についての一般的な相談	総務課	052-961-9421
(1) 持株会社、会社の株式所有、合併・事業譲受け等の届出等 (2) 事業者又は事業者団体が自ら行おうとする活動（流通・取引慣行、知的財産権の利用、共同研究開発を含む）についての個別具体的な相談 (3) 中小企業等協同組合の届出	経済取引指導官	052-961-9422
(1) 下請法についての相談 (2) 下請法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼	下請課	052-961-9424
独占禁止法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼	第一審査課	052-961-9425
(1) 優越的地位の濫用の考え方についての相談 (2) 景品表示法についての相談 (3) 景品表示法に違反すると思われる事実についての情報提供・調査依頼	取引課	052-961-9423